

尚美学園大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

尚美学園大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、尚美学園大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神として掲げられている「智と愛」に基づいた大学の使命・目的及び教育目的が学部・学科、研究科ごとに平易で簡潔な文章にて明文化されている。これらは学則・「SHOBI UNIVERSITY HANDBOOK（学生便覧）」「SHOBI UNIVERSITY GUIDE BOOK（大学案内）」・ホームページ等に掲載され、学内外に周知が図られている。

教育基本ポリシーとして「尚美8大指針」が掲げられ、経営・教育・研究の改善・改革の実施を表明している。中期的な展望に基づいた計画が盛り込まれた事業計画が毎年度策定され、各学部における三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）が建学の精神に基づいた使命・目的及び教育目的を反映し策定されている。これらを達成するために学部・学科、研究科に加え、尚美総合芸術センター等の教育研究組織が設置されている。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーが明確に規定され、ホームページや「SHOBI UNIVERSITY GUIDE BOOK（大学案内）」に明示されるとともにオープンキャンパスや高校訪問、大学説明会、進学相談会等において広く周知されている。総合的な教養・専門・キャリア教育を一体化して学ぶ教育システムとして「生きる力」「人間力」を身につける教育システムモデルを基本とした教育カリキュラムが編成されている。

教育目的の達成状況を評価するために、授業アンケートを実施し、授業に関することと学生自身に関することの両面から調査した結果を教員にフィードバックし、授業改善につなげる仕組みがつくられ実践されている。平成27(2015)年度から「教育研究業績評価制度」を導入し専任教員の評価体制を整えるとともに、FD(Faculty Development)を組織的に実施し、研修等を通して教員の能力・資質向上に取り組んでいる。

「基準3. 経営・管理と財務」について

学校法人の運営は理事会により組織体制及び各種規則とともに適切に維持・運営されており、教育基本情報や財務情報についてはホームページや学報に掲載されている。

学長は、教育研究に関する重要事項及び教育運営業務の執行について審議する「教育研究評議会」や「自己点検・評価委員会」等の主要な会議において議長を務め、リーダーシップを発揮できる体制が整備されている。

キャンパス統合や新学科設置等の大きな事業を終え、現在は「財務中期計画（第2期）平成27年度～平成31年度」において現状試算と目標値を定め、安定した財務状況の維持

に努めている。

「基準4. 自己点検・評価」について

「自己点検・評価委員会」において「尚美学園大学自己点検・評価委員会規程」に基づいた自己点検・評価活動が行われている。日常的な各部門、各部署の自己点検機能に加えて、教育内容、方法、指導法の改善へ向けた授業アンケート等による結果をエビデンスとし、ニーズに応じた分析を行っている。これらの結果は全教職員に対しフィードバックされるとともに学外にもホームページ上で公開されている。自己点検・評価についてのPDCAサイクルが確立され改善・向上に向けての自己点検・評価体制が整っている。

総じて、大学は建学の精神や使命・目的に基づき適切に運営され、安定した教育・研究活動が行われている。整備された明るい雰囲気のカンパスでは学生たちが生き生きと活動しており、活気あふれる教育環境が構築されている。今後も引続き大学の特性を生かした更なる魅力ある大学づくりが期待される。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準A.高大連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目1-1を満たしている。

【理由】

建学の精神は、美を尊重し（尚美）、高い教養（全人教育）の叡智と思いやりの慈愛を育む「智と愛」を掲げている。これに基づき、大学の使命・目的及び教育目的が学部・学科、研究科ごとに具体的に明文化されている。

建学の精神と大学の使命・目的及び教育目的は、学部・学科及び研究科ごとに平易で簡潔な文章にて明確化され、学則・「SHOBI UNIVERSITY HANDBOOK（学生便覧）」「SHOBI UNIVERSITY GUIDE BOOK（大学案内）」・ホームページ等に掲載されている。特に、建学の精神については、教室や事務室など学内各所にパネルを掲示し周知が図られている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

平成 27(2015)年度事業計画書における教育基本ポリシーとして、8 項目を「尚美 8 大指針」と掲げ、経営・教育・研究の改善・改革の実施を表明している。

大学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神に基づき総合的科学的思考の涵養を教育方針として掲げ、教育基本法及び学校教育法を遵守している。また、その内容は大学の個性、特色を表している。学部・学科はそれぞれに教育上の目的を学則において定めている。

時代や社会のニーズに対応させるため定員変更を行い、芸術情報学部に「音楽応用学科」と「舞台表現学科」を開設するなど、必要に応じた見直しを実行している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的については、学則第 1 条に明確に定められ、ホームページや配布物を通して学内外に明示され周知されている。また、学則の改正は、「教育研究評議会」及び「大学経営会議」の議を経て理事会が承認をしており、役員・教職員の理解と支持が得られている。

中期的な展望に基づいた計画が盛り込まれた事業計画が毎年度策定され、検証し見直しながら計画的に進められている。各学部における三つのポリシーは建学の精神に基づいた使命・目的及び教育目的を反映し策定されている。

使命・目的及び教育目的に沿った学部・学科及び研究科を開設するとともに、尚美総合芸術センター等の教育研究組織を設置している。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

入学者受入れの方針はアドミッションポリシーとして明確に規定され、ホームページや「SHOBI UNIVERSITY GUIDE BOOK（大学案内）」に明示されるとともにオープンキャンパスや高校訪問、大学説明会、進学相談会等において広く周知されている。入学者選抜はアドミッションポリシーに沿った入試形態と募集定員を定めており、適切な方法によって実施されている。学部・学科によって入学定員充足率に差が見られるが、この原因を積極的に明らかにしており、大学全体としては適切な入学者数を維持している。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

カリキュラムポリシーを明確に定め、総合的な教養・専門・キャリア教育を一体化し、学ぶ教育システムとして、「生きる力」「人間力」を身につける教育システムモデルを基本に教育カリキュラムを編成している。芸術情報学部では、さまざまな芸術表現とメディアを駆使した芸術教育を追究するため、社会的に通用する情報表現及び音楽表現における幅広い分野にわたっての専門的能力を持った人材を養成することを目的として教育課程を編成している。総合政策学部では、多角的な視点から、さまざまな課題・問題を学科やコース特性を生かしながら分析・解決することにより、社会・文化・人間に対する理解を深め、現代社会の中で実践するカリキュラムを展開している。教養科目では各学部・学科の特性に応じて構成し、総合的、学際的、実践的内容を位置づけて、体験的に学べるよう、教授方法の工夫・開発がなされている。

2-3 学修及び授業の支援

- 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

TA 制度を規定し、TA を学部学生に対する講義、演習等の教育・研究活動の補助業務に従事させている。加えて、SA(Student Assistant)制度に基づき、学部生である SA を情報科目の授業サポート等、情報教育推進の一助として活用している。必修科目であるゼミナール形式の授業では、全ての学生が少人数クラスにおいて、専任教員から専門分野の指導を受けることを可能にしている。アドバイザー制度がオフィスアワー制度と機能的に連携をとり、学修支援の質を高めている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、進級及び卒業・修了要件についての基準を学則に定め、適正に運用されている。成績評価や GPA(Grade Point Average)については基準が明示され、適正に活用されている。1 年間の履修単位数の上限を定めて運用している。単位数の上限を超えての履修も認めているが、この場合の条件も定めてあり、規則通りに運用している。また、授業評価の質を担保するために、各授業科目の成績比率を学期ごとに掲示板で開示している。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

「キャリア・インターンシップ委員会」主導のもと計画的なキャリア教育の運営と、キャリア・就職課を中心に、学生の個別性に対応した相談・支援が行われている。キャリア教育に関する正規科目は、芸術情報学部では教養科目で、総合政策学部では専門科目（キャリア分野）でそれぞれ開講され、単位化されている。教育課程外でも、ガイダンス、各種セミナー等が実施され、学内だけでなく学外の専門機関等も活用し支援体制が整えられている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成状況の評価するために、「自己点検・評価委員会」が授業アンケートを各学期末に実施し、授業に関することと学生自身に関することの両面から調査している。その評価結果は科目担当教員にフィードバックされ、授業内容や方法の改善につなげる仕組みがつけられている。

また、学生アンケートが実施され、学修、施設・設備、サポート体制、学生自身の四つの分野で実態を把握し、教育環境改善等に活用されている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生サービス・厚生補導のための組織として、学生委員会、学生課と教員によるアドバイザー制度などの体制が整えられ、適正に運営されている。学生課に保健室、カウンセリングルームが設置され、それぞれに有資格者を配置し身体的・精神的なケアを担っている。また、1年次に「UPI（大学精神健康調査）」を実施し、一定の傾向が見られる学生への事前予防と早期対応に活用されている。アドバイザーは全学年に配置され、個別的な相談やサポートに当たり、オフィスアワーを設けている。経済的支援として、各種の特待生制度や奨学金貸与などが整備されている。

学生の意見や要望は、学友会代表者会議や学友会と大学関係者の意見交換の場、「学生アンケート」による実態調査結果によって把握され、学生サービスの検討や改善につなげられている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

大学設置基準を上回る専任教員を確保し、教員の採用については規則に基づき原則公募により採用し、昇任についても規則を定めて適切に運用している。平成 27(2015)年度から「教育研究業績評価制度」を導入し専任教員の評価体制を整えている。また、FD を組織的に実施し、研修を通して教員の能力・資質向上に取り組んでいる。

大学全体の教育構想を検討する「基本教育構想会議」において教養科目のカリキュラムの改革を行うなど、教養教育を適切に実施する体制を整えている。

2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地、校舎、図書館、開設されている学部・学科の専門的研究及び学修のための施設・設備など教育環境が整備され、運営や管理が適切に行われている。

防災マニュアルが整備され、学生や教職員に周知されている。また、消防・避難訓練など災害時に備えた対策が実施されている。

授業は講義、演習、実技、レッスンの形態で行われ、それぞれの内容に合った適切な学生数で授業が行われるよう管理されている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

学校法人の運営は「学校法人尚美学園寄附行為」に定められた理事会により組織体制及び各種規則とともに適切に維持・運営されている。大学においては重要事項を協議する「大学経営会議」、教学の重要事項について審議する「教育研究評議会」を設置し適正に運営している。

各規則は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準などにのっとり制定されており、また、研究倫理、環境保全、人権、安全への配慮に対する諸規則も整備されている。

教育基本情報は学校教育法施行規則に基づきホームページ等で公開し、財務情報についてもホームページと学報に掲載し、「学校法人尚美学園財務書類等閲覧規程」にのっとり閲覧に供している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は、「学校法人尚美学園寄附行為」において最高意思決定機関として位置付けられており、法人全般にわたる重要案件等は評議員会の意見を参考に決定し、適正な運営を行っている。

理事会は年 9 回、評議員会は年 6 回開催され監事 2 人は理事会、評議員会へ毎回出席し意見を述べている。理事の理事会への出席率は高く、事前の委任状により、欠席の場合の議案に対する意思確認を行っている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の教育・研究に関わる重要事項及び具体的な運營業務の執行について「教育研究評議会」が審議し、学長が決定する体制とし、学長が掲げる事項について意見を述べる教授会を学部に設置している。

学長は、理事会、評議員会、「大学経営会議」の構成員として経営上の責務を果たし、教育研究に関する重要事項及び教育運營業務の執行について審議する「教育研究評議会」や「自己点検・評価委員会」等の主要な会議において議長を務め、リーダーシップを発揮できる体制が整備されている。また、主要な会議には学部長が構成員として出席し、教学上

の学長への補佐体制が機能している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事長、法人本部長、学長、学部長、事務局長及び法人総務部長で構成する「大学経営会議」を毎月開催し、管理部門と教学部門の意思疎通と連携ができる仕組みであるとともに相互のチェック体制となっている。

評議員会は理事 9 人の 2 倍を超える 19 人を寄附行為に基づいて選任しており、監事においても寄附行為に基づき 2 人を選任している。

教員からの提案事項は教授会、各種委員会を通じて、また職員からの提案事項は「部門長課長会議」を通じて、「教育研究評議会」「大学経営会議」、理事会へ反映する体制が整っている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

事務組織は、「学校法人尚美学園事務組織規程」に基づき、職員の権限を明確にし、効率よく業務を行う体制を整えている。

毎月開催される「部門長課長会議」により、情報の共有化を図り、業務執行体制を管理している。

職員の資質・能力向上については外部団体の各種研修会への参加に加え、組織的な SD(Staff Development)活動として SD 研修会を実施するとともに、業務目標や計画達成向上に向けて人事考課制度を導入している。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

キャンパス統合や新学科設置等の大きな事業を終え、現在は「財務中期計画（第 2 期）平成 27 年度～平成 31 年度」において現状試算と目標値を定め、安定した財務状況の維持に努めている。

法人全体では特殊要因もあり若干の支出超過が続いているが、他の設置校を含めた経営改善に取り組んでいる。また、資産は確保されており、借入れも少ないことから法人運営は健全な状態である。

外部資金については寄附金を含め、学内組織全体で積極的に獲得する計画を立案中である。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

学校法人会計基準及び「学校法人尚美学園経理規程」に基づき適正な会計処理を行っている。

監査について、監査法人による会計監査は監査計画を作成し、計画に基づいて行われている。また、監事による監査についても適正に行われ、監査法人と監事による情報や意見の交換も行われている。内部監査も規定され、日常の業務において監査を実施できる体制が整っている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

学長を議長とし教学部門の重要事項について審議する「教育研究評議会」と、学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」において「尚美学園大学自己点検・評価委員会規程」に基づいた自己点検・評価活動を行っている。

「自己点検・評価委員会」の委員は教学組織において幅広く配置し、職員も構成員として参加している。また、「毎年自己点検・評価委員会」が、各部門に指示し、日常業務の中で自主的に自己点検・評価活動に取り組める体制が整っている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

日常的な各部門、各部署の自己点検・評価機能に加え、教育内容、方法、指導法の改善へ向けた授業アンケート等による結果をエビデンスとし、ニーズに応じた分析を行っている。

「教育研究評議会」や「自己点検・評価委員会」等を中心に、抽出された問題点の改善に当たっている。

また、自己点検・評価結果については年度当初の大学全教職員を対象とした会議において、学長より総合的にフィードバックされる等、情報を共有できる体制が整っている。学外に対しては年度ごとにホームページにおいて公表している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価委員会において自己点検・評価方法等を審議検討し、結果に基づき各部門、各部署が実施、再度「自己点検・評価委員会」において検証、「大学経営会議」において意思決定される自己点検体制が整っている。

結果より抽出された問題点については「教育研究評議会」「大学経営会議」によって改善され、必要性に応じて適宜理事会による執行や評議員会への意見聴取、報告等が行われている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 高大連携

A-1 高大研究教育交流プログラムの発展性

A-1-① 高等学校との研究教育交流

A-1-② 高等学校イベントへの協力

【概評】

大学の地域貢献活動として、高等学校を中心に研究教育交流連携活動を展開している。人的資源の活用として研究教育内容の成果を広く高校生に提供し、高校生にとっては大学の専門的な教育を受けることによって、将来の進路選択に役立っている。提供内容としては総合政策学部の専任教員が、高校で開講されている授業の中で政治・経済・哲学・社会・文化・スポーツと幅広い分野の講義を担当している。また、吹奏楽や軽音楽の課外活動に対して芸術情報学部の専任教員が直接指導に赴き、演奏技術の向上に協力している。高等学校女子サッカー大会運営の支援と高大交流の観点から女子サッカー部の選手・コーチが運営スタッフとして協力している。大学内外の施設を会場にする高等学校が単独あるいは複数で開催する各種イベントに積極的に協力を行っており、高等学校の円滑な教育活動への寄与と大学の研究教育成果を提供している。物的資源としては、高等学校演劇部の発表会場として大学施設を提供している。また、会場内の音響や照明の分野で芸術情報学部情報表現学科が協力を行っている。今後も、高等学校との協働体制を含め、大学独自で主催する公開講座の実施や、大学設備の公開など、より一層の大学の人的・物的資源の提供を期待する。

